平成２８年（フ）第５３号
長野県下伊那郡松川町元大島5398番地９
債務者　**乗**原　繁実
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第１２７８号
北海道茅部郡森町字石倉町234番地17、住民票上の住所札幌市北区新川西４条４丁目１番１号
債務者　東谷　栄子
1　決定年月日時　平成28年８月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　昭彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０２１号
名古屋市熱田区八番２丁目15番５号　メタフォール八番103号
債務者　馬場　和美
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山村　豊弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５８４号
大阪府大阪狭山市茱萸木８丁目1590番地の１１―812号
債務者　村惠　正和
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高砂健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１２３３号
札幌市白石区東札幌５条５丁目12番15―302号
債務者　島田　功一
1　決定年月日時　平成28年８月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　恭介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１６号
埼玉県入間市大字上藤沢406番地　９―302
債務者　塚原　厚子
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土屋　良一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１８６号
盛岡市西青山１丁目14番27号　サンシティ青山102号、旧住所岩手県八幡平市大更第25地割223番地11　ハイブリッジＡ棟203号
債務者　川村　　勉
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１９９号
盛岡市三本柳22地割36番地１　アーバンライフ都南208号
債務者　山口　和男
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２００号
盛岡市盛岡駅前北通６番51―501号
債務者　赤澤ヒロ子
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２０６号
盛岡市愛宕町18番17号　ハウス表参道202号
債務者　小向　昭子
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２１３号
盛岡市西見前18地割12番地166　サンコーポ和25号
債務者　木下由紀子
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第６１号
新潟県糸魚川市大字寺地2092番地
債務者　高橋　亨子
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第６３号
新潟県上越市三和区神明町1290番地97
債務者　羽深　　守
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第６４号
新潟県上越市春日山町２丁目７番12号　コーポ金星103号
債務者　橋本　悦子
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第６５号
新潟県上越市寺町２丁目17番３号　シャーメゾン高田Ａ―203号
債務者　関原　正礎
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第２４号
京都府亀岡市下矢田町３丁目４番13号　ソルアモール亀岡３号、前住所京都府亀岡市東別院町鎌倉見立24番地52
債務者　玉置　哲夫
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
京都地方裁判所園部支部破産係